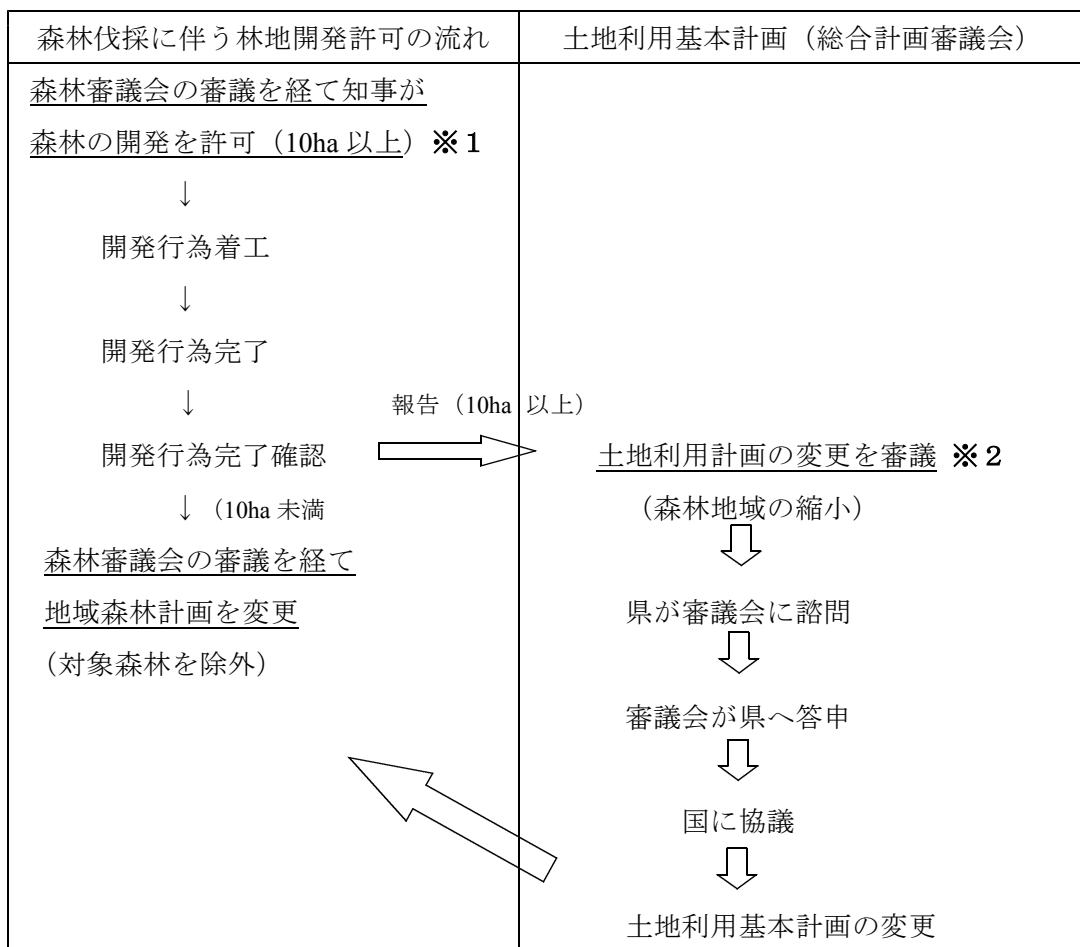


森林地域の縮小に係る土地利用基本計画（計画図）の変更について

福島県土地・水調整課

1 森林地域の縮小に係る変更手続きの流れ

・土地利用基本計画の計画図を変更する場合には、国土利用計画法の規定により、予め国土利用計画審議会（本県でいう総合計画審議会・以下、審議会という。）の意見を聴くこととされており、本県では従来から下記のとおり取り扱ってまいりました。



※ 1 森林法第 10 条の 2 にある開発許可制度では、災害防止、水害防止、水資源の確保、環境保全の許可要件を満たしていれば、知事は許可しなければならないことになっております。（森林審議会のメンバー：大学教授、首長代表、森林管理署、林業関係団体、NPO 法人、建築士等 15 名の専門家で構成されています。）

※ 2 個別法である地域森林計画の対象森林を除外するには、事前に上位計画である土地利用基本計画の森林地域を除外する必要があります。

2 現状

森林審議会での審議を経て、林地開発を知事が許可し、伐採完了により既に森林でなくなった地域については、森林法では地域森林計画からの除外が予定されており、当審議会における審議の余地が少ない状況になっております。

しかしながら、上記※2のとおり、個別法としての地域森林計画の対象森林を除外するには、事前に上位計画である土地利用基本計画の森林地域を除外する必要があることから、審議会において当該開発行為の完了に伴う森林地域の縮小について説明し、審議を経て、委員の皆様の御承認を得る必要があるという認識で取り扱ってまいりました。

3 国交省の見解

森林地域の縮小に関する審議会での審議は「後追い」ではないかとの意見が、全国的に出されていたことから、国交省は平成25年3月22日付け通知文で、「土地利用基本計画等に係る運用指針」を策定し、計画図の変更に係る審議会の運営等について、会議の手続きの簡素化や具体的な工夫例等を挙げ、各都道府県の判断により弾力的な運営が可能であるとの考え方を示しました。

<運用指針 抜粋>

(国土審の運営)

- ・一定の事項については、国土審の意見を聴いたものとして取り扱い、事後、国土審に報告する（以下、「専決」という。）といった例もある。
- ・特に、森林地域の縮小案件について、専決の取り扱いとしている都道府県がある。
- ・これは、森林の縮小については、林地開発後の事後的な変更ということもあり、審議会における議論の余地が少ないことなどの理由による。
- ・審議会における議論を効率的に行うという点からみても、このような対応を行うことは一考である。

4 他県の状況（平成27年2月現在・神奈川県国土利用計画審議会資料より）

上記国交省からの通知を受けて、既に10府県において審議会の運営方法等を見直しており、その取り扱いは下記のとおりです。

○審議会の運営方法（下記の2パターンあり）

- (1) 審議会に報告することにより、審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、計画図の変更を行う。これまでの諮問事項を報告事項に変更する。

（宮城県、愛知県、京都府、大阪府、鹿児島県、神奈川県）

(2) 審議会の意見を聴いたものとして取り扱い（専決）、計画図の変更を行う。

当該取り扱いを行ったことについて、事後、審議会に報告する。

(石川県、山梨県、三重県、兵庫県)

※報告について、審議会で参考意見を述べることは可能で、森林部局の次回以降の開発許可に当たり参考にしてもらうこととなります。

5 今後の対応（案）

○次回の審議会での対応

上記国交省の見解や他県の見直し状況を踏まえ、下記のとおり、審議会の運営方法について変更したいと存じますので、協議事項として御審議いただきたいと考えております。（総合計画審議会運営規程の改正等）

森林地域の縮小については、制度上、林地開発後の事後的な変更となるため、都市地域や農業地域等の拡大・縮小等における場合と異なり、審議会における議論の余地が少ないことから、会長専決後に審議会へ報告する方法に変更する。

（諮問事項でもなく報告事項でもない会長専決後の事後報告とする。上記4（2）の方法を採用）